

「小田急金森わさびだ自治会」自主防災組織 規約（令和3年改訂版）

（名 称）

第1条 この組織は「小田急金森わさびだ自治会自主防災隊」（以下「自主防」という）と称する。

（所在地）

第2条 自主防の所在地は隊長宅とする。

（構 成）

第3条 自主防は小田急金森わさびだ自治会地区内にある世帯をもって構成する。

（目 的）

第4条 自主防は地区住民の防災意識の高揚と相互協力による自主的な防災活動の促進を図り、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害を防止、あるいは軽減することによって地域住民の安全確保を図ることを目的とする。

（事 業）

第5条 自主防は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）防災知識の普及、高揚。
- （2）防災訓練の実施。
- （3）防災資器材等の備蓄、整備。
- （4）震災等に対する災害予防。
- （5）震災発生時における混乱防止、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の応急対策。
- （6）その他自主防の目的を達成するために必要な事項。

（役 員）

第6条

1 自主防に次の役員を置く。必要がある場合は、隊長以外の役員数を増やすことができる。

- | | |
|-----------|-----|
| （1）隊 長 | 1 名 |
| （2）副 隊 長 | 1 名 |
| （3）隊長付役員 | 1 名 |
| （4）情報広報班長 | 1 名 |
| （5）消火班長 | 1 名 |
| （6）救出救護班長 | 1 名 |
| （7）避難誘導班長 | 1 名 |
| （8）給食給水班長 | 1 名 |
| （9）会 計 | 1 名 |
| （10）会計監査 | 1 名 |

2 役員の選出は会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし再任することが出来る。

（役員の仕事）

第7条 役員は次の仕事を行う。

1 隊 長

自主防の代表として各班の活動を統制し、予防・普及活動および震災等の発生時における応急活動の指示・統括を行う。また市および防災関係機関との連携を確保する。

2 副 隊 長

隊長を補佐し、隊長不在時にはその職務を代行する。

3 隊長付役員

本部のスタッフとして隊長および副隊長の指示のもとに本部業務に従事する。

4 情報広報班長

(1) 巡回広報、情報収集伝達訓練、映画会、懇談会を開催し、防災知識普及に努め、地域防災意識の高揚を図る。

(2) 発生時には市等から正しい情報を得て地域住民に広報し、また地域の被害状況および情報を把握する。

5 消火班長

(1) 出火防止の啓発に努め、初期消火訓練、火気器具や危険物の安全確認、消火用水確保、街頭消火器の点検などを行う。

(2) 発生時には出火防止および初期消火活動を行い、消防機関に協力する。

6 救出救護班長

(1) 地域内の災害弱者（高齢者・乳幼児・病人等）を把握し、応急医薬品および資器材を備えるとともに救出救護訓練を行い、応急手当法等を習得する。

(2) 発生時は負傷者を把握し、救出救護活動を行い、災害弱者の安全を確保する。

7 避難誘導班長

(1) 一時集合場所、避難場所への経路および危険箇所を常に確認・把握しておく。一時集合場所は柳橋公園、避難場所は南第四小学校とする。

(2) 大災害の発生時は避難情報を伝え、避難場所・避難路の安全確保および危険箇所の表示、避難誘導等を行い、避難所における秩序の維持に努め、また市・警察とも必要な連絡をとる。

(3) 平常時年は防災訓練を通じ、必要な避難誘導訓練等を行う。

8 給食給水班長

(1) 食料・飲料水等の備えを呼びかけ、必要資器材の確保と点検、炊き出し訓練、給水訓練等を行う。

(2) 発生時には必要に応じ炊き出しを行い、食料・応急物資の調達・配分を行う。

9 会 計

自主防の予算編成、金銭の出納保管ならびに収支決算を行う。

10 会計監査

自主防の会計経理を監査する。

(会 議)

第8条 自主防に総会および役員会を置く。

(総 会)

第9条

- 1 総会は全会員をもって構成する。
- 2 総会は年一回開催する。
- 3 総会は隊長が招集する。
- 4 総会の成立は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者過半数で決定する。

（役員会）

第10条

- 1 役員会は第6条に定める役員によって構成する。
- 2 役員会は隊長が招集する。

（班の設置）

第11条

- 1 自主防は第5条の事業を遂行するために次の班を置く。
 - （1）情報広報班
 - （2）消 火 班
 - （3）救出救護班
 - （4）避難誘導班
 - （5）給食給水班
- 2 班員は会員の中から選出する。
- 3 各班に副班長および連絡員を置くことができる。
- 4 救出救護班の班員の選出方法および任期は別に定める細則「救出救護班の班員の選出・任期」による。

（防災計画）

第12条 自主防は震災等による被害の防止および軽減を図るため防災計画を作成する。

（会 費）

第13条 自主防の会費は総会の議決を経て別に定める。

（会計年度）

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（会計監査）

第15条

- 1 会計監査は年1回定期監査を行い、必要があれば臨時にこれを行うことができる。
- 2 会計監査は監査結果を総会に報告しなければならない。

（付 則）

この規約は平成17年4月1日から施行する。

平成18年5月21日 一部改正（第6条役員数、第7条任務）

平成20年5月18日 一部改正（第6条役員数変更）

平成28年4月24日 一部改正（第6条役員数、役員名、任期変更、第7条避難場所から南中学校を削除、第11条班員の選出に変更）

令和 2年4月26日 一部改正（第2条事務所の所在を所在地に変更）

令和 3年4月25日 一部改正（第11条4項，細則 第11条4項「救出救
護班の班員の選出・任期」導入）

細則 第11条4項「救出救護班の班員の選出・任期」

- 1 原則、現ブロック長が次年度の班員となる。
- 2 班員の任期は1年とする。